

## 【5】 注意事項

### I 施設等利用給付認定を受けることができない方

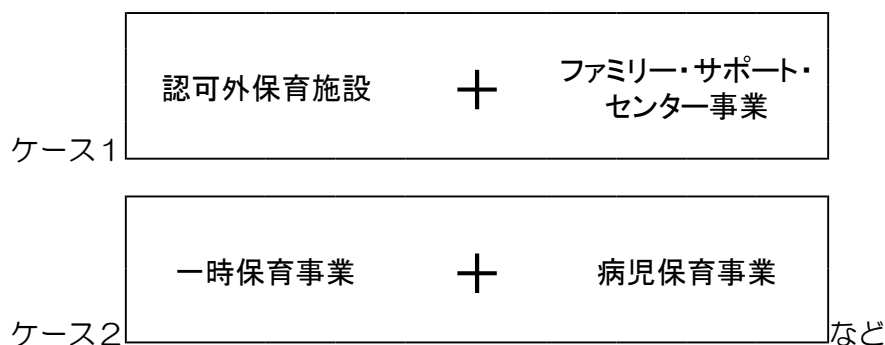
以下の児童は施設等利用給付認定を受けることはできません。

- ①教育・保育給付認定において、2号認定・3号認定を受けている児童であって、施設型給付費等の支給を受けている場合（保育所、小規模保育事業所等の認可保育所を利用しているもの）
- ②企業主導型保育事業を利用している場合

### II 複数サービスを利用する場合の無償化について

認可保育所等を利用していないもので、保育の必要性の認定を受けた児童で複数の認可外保育施設等、サービスを利用する場合の無償化については、以下の例を参考にご確認ください。

#### 例1 認可外保育施設等を複数利用する場合



※上記の場合、上限月額3.7万円まで無償となります。（0-2歳児の非課税世帯は4.2万円まで無償）

#### 例2 幼稚園と認可外保育施設等を利用する場合

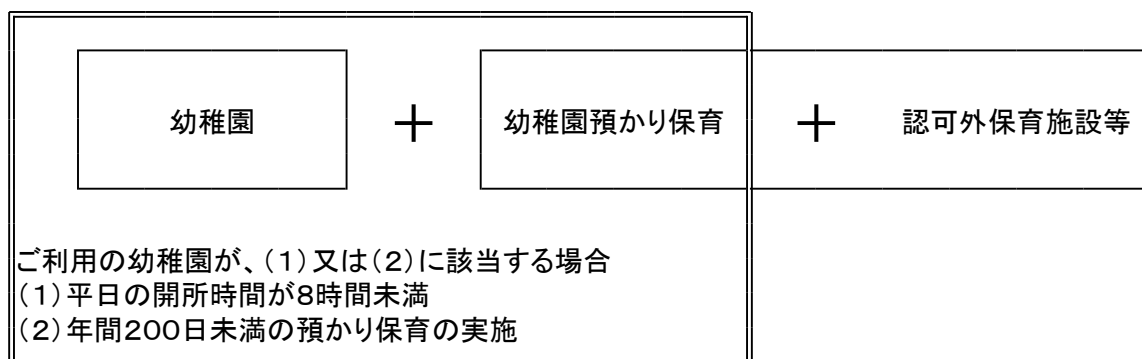
保育の必要性のある児童が幼稚園と認可外保育施設を利用する場合、幼稚園利用料及び幼稚園の預かり保育事業については合わせて月額3.7万円（2.57万円+1.13万円）（0歳から2歳児の非課税世帯は4.2万円）を上限に無償化の対象となります。これに加えて、認可外保育施設等も利用する場合に下記の要件を満たした場合、施設等利用給付の対象となります。

具体的には、在籍する幼稚園が提供する預かり保育事業が以下のいずれかに該当する場合は、認可外保育施設等を併せて利用する場合上限月額の範囲内で無償化の対象となります。

- ①教育時間を含む平日の預かり時間が8時間未満
- ②預かり保育の実施日数が年間200日未満

※市内幼稚園（新倉幼稚園、大和すみれ幼稚園、やまと幼稚園）は前述の①・②には該当しません。そのため保育ニーズが充足されると判断されることから、市内幼稚園3園と認可外保育施設等を利用される場合は、認可外保育施設等については無償化の対象外となります。

※小羊幼稚園については、前述の②に該当しているため、認可外保育施設等を利用された場合は、小羊幼稚園の預かり保育と併せて認可外保育施設等の利用料も1.13万円まで無償化の対象となります。



- ① この場合、幼稚園幼稚園の利用料は無償化の対象となります。（未移行幼稚園の場合は2.57万円まで無償）
- ② 保育の必要性の認定を受けた児童で、ご利用される幼稚園が図の(1)と(2)のいずれかに該当する場合、幼稚園の預かり保育と併せて認可外保育施設等を利用している保育の必要性の認定を受けている場合は1.13万円まで無償となります。

### Ⅲ 幼稚園の預かり保育と施設等利用給付の考え方

預かり保育事業の給付の適正を図るため、施設等利用費の算定については実際の預かり保育事業の利用量に応じた計算をすることとなり、以下の計算式と預かり保育事業の利用料として園に支払った実際の金額と比べて少ない方を施設等利用給付額とします。具体的な計算式は、以下のとおりです

利用日数(A) × 日額単価(450円) = B円(上限額は11,300円)

【例】

① 預かり保育事業の利用料として園に支払った金額 10,000円

② 支給限度額

20日(利用日数) × 450円(日額単価) = 9,000円

①と②を比べて少ない方になるため、施設等利用給付の給付額(無償化対象額)は9,000円

#### Ⅳ ファミリーサポート・センター事業を利用する方

ファミリー・サポート・センター事業は、認可保育所等を利用できていない方に対する代替的な措置として位置づけられ、「預かり」のみが無償化の対象となります。「預かり」と併せて提供される「送迎」については、「預かり」と一体的に行われることから、施設等利用給付（無償化）の対象となりますが、「送迎のみ」の利用は対象外となります。